

# 倉敷市における子ども・子育て支援給付の状況

## 1. 当市における事業者（施設）の状況

平成28年4月1日現在

区分	施設数	利用者数
保育所	88	10,024
幼稚園	54	4,070
認定こども園	9	1,619
その他(※)	12	110

(※) 小規模保育事業所（7事業所）及び事業所内保育事業所（5事業所）の地域枠利用分



(参考) 平成27年4月1日時点

施設数	利用者数
93	10,409
56	4,382
4	657
7	36

## 2. 当市における支給認定の状況

(内は短時間認定者(率)を再掲)

平成28年4月1日現在

区分	施設数	利用者数
1号認定	63	4,812
2号認定	94	6,499(263:4.0%)
3号認定	107	4,512(166:3.7%)

(参考) 平成27年4月1日時点

利用者数
4,591
6,552(1,304:19.9%)
4,341( 779:17.9%)



※平成28年度の短時間認定者数が大幅に減少した理由は、保育必要量の審査において、より利用者の実態が反映できる取り扱いとしたことによるもの。

## 3. 当市における保育料 ※別添1参照

# 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の区分について ～倉敷市の支障事例（認定事由の変更と申請手続）～

## 【支障事例】

認定事由の変更に基づく，支給認定変更申請に係る利用者・事業者・自治体の負担

### 支給認定事由の変更(例)

- ・保護者の勤務形態の変更
- ・離職による認定要件の変更
- ・産休による認定要件の変更
- ・その他認定要件の変更  
(介護、疾病、就学への変更等)

### 支障：利用者，事業者，自治体の負担増

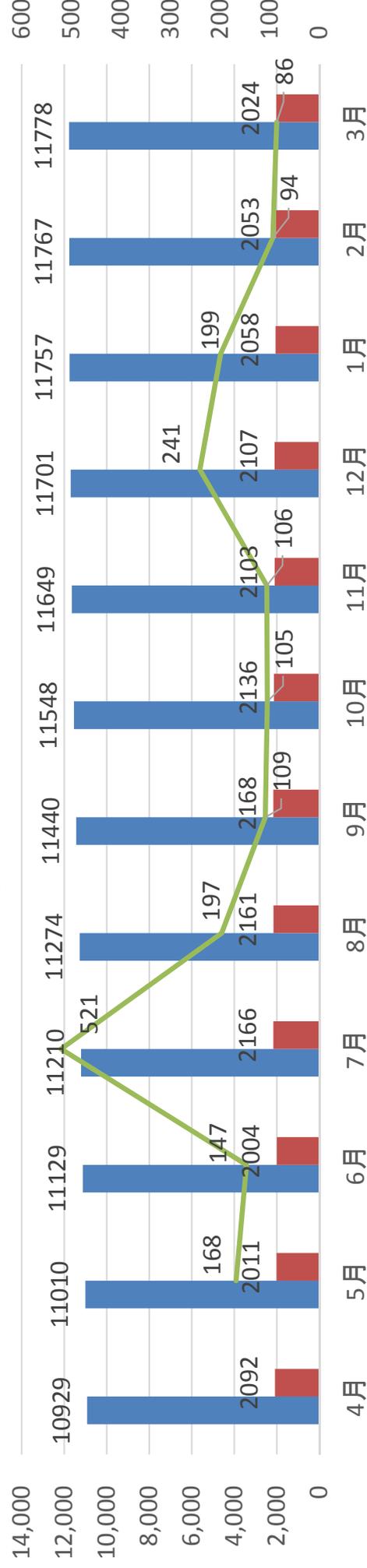
- ① 保育認定時間の管理事務の増(事業者，保育士の負担増)
- ② 保護者の意識に対する悪影響
- ③ タイムラグによる，就労状態に応じた保育実施内容と支給認定の不一致
- ④ 支給認定に係る事務負担の増(自治体の負担増)
- ⑤ 短時間保育を複数回超えた場合，超過保育料を含めると，標準時間の利用料を超えた負担となる

平成27年度中変更処理件数

変更者数	変更回数
1,595人	1,973回

(参考) 子ども・子育て支援給付に係る支給認定変更数の当市における推移 (平成27年度)

### 支給認定変更数推移



(※) 6月→7月の変更数は4月入所者の入所要件の確認を行い，支給認定の見直しを行っているため件数が増えています。

平成28年度 倉敷市幼稚園(1号認定)等保育料月額表

単位：円

各月初日の入所児童世帯の階層区分		徴収金額 (月額)	預かり保育利用料 (公立)		
階層区分	定義		月額 (上限)	日額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	市町村民税 非課税世帯	1,200	1,800	450	
C 1	A階層を除き, 前年度分の市町 村民税額が次に 該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	3,000	4,300	450
C 2		所得割の額が 77,100円以下	6,600	6,800	450
C 3		77,101円以上 211,200円以下	8,400	6,800	450
C 4		211,201円以上	10,600	6,800	450

対象施設：認定こども園(幼児教育部分)、幼稚園(私学助成対象の私立幼稚園を除く)

預かり保育利用料：教育標準時間(4時間程度)を超えての利用や長期休業中(夏休みなど)の利用にかかる料金。私立の利用料は施設で異なります。

- ※ 同一世帯で小学校3年生までの子どもを養育されている世帯は、保育料が軽減される場合があります。
- ※ 公立施設において、平成28年4月1日現在の年齢が5歳の子どもの保育料については経過措置があります。
- ※ 保育料については、夏期休業中(8月)もご負担いただきます。
- ※ 保育料には、給食提供施設での給食費は含まれていません。
- ※ 公立認定こども園の預かり保育は、利用限度が月に12日までであり、月額利用料の設定はありません。また、給食のない日に預かり保育を利用した場合は、給食費が別途必要となります。
- ※ 民間の認定こども園及び私立幼稚園の預かり保育利用料(利用限度)は各施設にお問い合わせください。

平成28年度 倉敷市保育所等（2号，3号認定）保育料月額表

各月初日の入所児童世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0			
B		市町村民税 非課税世帯	7,000 (6,800)	4,600 (4,400)	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税額が次に該当する世帯	1 市町村民税 均等割の額のみ	12,800 (12,400)	10,800 (10,600)	
		2 所得割の額が 11,000円未満	14,400 (14,000)	13,000 (12,600)	
		3 11,000円以上 30,000円未満	17,000 (16,600)	15,600 (15,200)	
		4 30,000円以上 48,600円未満	19,400 (19,000)	16,200 (15,800)	
		5 48,600円以上 62,000円未満	22,000 (21,600)	19,200 (18,800)	
		6 62,000円以上 75,000円未満	25,800 (25,200)	22,800 (22,400)	
		7 75,000円以上 97,000円未満	26,400 (25,800)	24,000 (23,400)	
		8 97,000円以上 109,000円未満	31,800 (31,200)	28,000 (27,400)	27,000 (26,400)
		9 109,000円以上 139,000円未満	33,400 (32,800)	31,000 (30,400)	
		10 139,000円以上 169,000円未満	39,400 (38,600)	32,800 (32,200)	
		11 169,000円以上 199,000円未満	42,800 (42,000)	34,000 (33,400)	27,800 (27,200)
		12 199,000円以上 229,000円未満	45,600 (44,800)		
		13 229,000円以上 301,000円未満	47,000 (46,200)		
		14 301,000円以上 397,000円未満	47,800 (46,800)	35,000 (34,400)	28,400 (27,800)
		15 397,000円以上	55,000 (54,000)	37,000 (36,200)	30,000 (29,400)

対象施設：認定こども園（保育部分），保育所，小規模保育園，事業所内保育園  
 下段（ ）内の数字は保育短時間の月額

同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用している場合又は保育所等利用している子どもの就学前の兄弟が保育料軽減施設等を利用している場合，年齢の高い順に2人目は半額，3人目以降は無料になります。

## 2 支給認定について

### 1 認定の種類

区 分		利用先
1号認定	満3歳以上で、幼児教育のみを希望する場合 (預かり保育の利用を希望する場合も含む)	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」 に該当し、保育・教育を希望する場合	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」 に該当し、保育を希望する場合	認定こども園 保育所等

※ ただし、私立幼稚園及び私立認定こども園（幼児教育部分）については、申込み手続きが異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

### 2 保育の必要量に応じた区分（2号、3号認定）

2号、3号の認定を受けた場合、さらに保育を必要とする時間について、次の2つの区分に認定され、保育料が異なります。

区分	説明	利用できる時間	保育料
短時間	①保育が必要な理由が、 求職・育休等の場合 ②保育が必要な時間が、 月に120時間未満で、コアタイム (8:30~16:30)のみの利用 を希望する場合	コアタイム(8:30 ~16:30)のうち保 育を必要とする時間	最高額  54,000円 (3歳未満児)
標準時間	上記以外の場合	11時間のうち保育を 必要とする時間	最高額  55,000円 (3歳未満児)

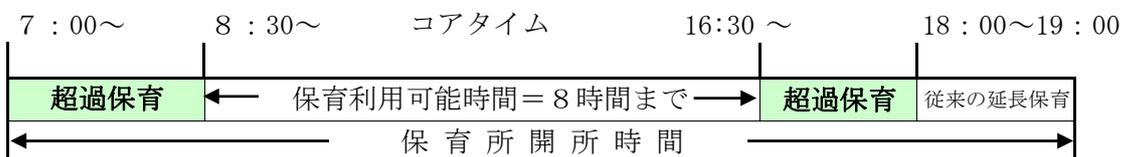
※ 夜間保育園のコアタイムは、12:00~20:00

(注1) 短時間区分の上記説明②に合致し、短時間認定を希望される場合は、申込書の短時間保育の希望欄に記入してください。

(注2) 短時間認定を受けた方で、コアタイムを外れて利用した場合は、超過料金が必要です。利用する時間帯、時間数及び回数にかかわらず1日350円、月極め料金及び月額の上限はありません。

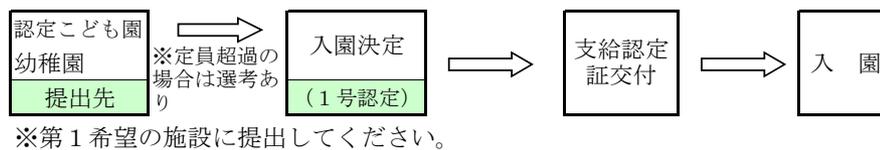
(注3) 標準時間区分に該当する方は、短時間認定を希望することができません。

#### 【保育短時間のイメージ】

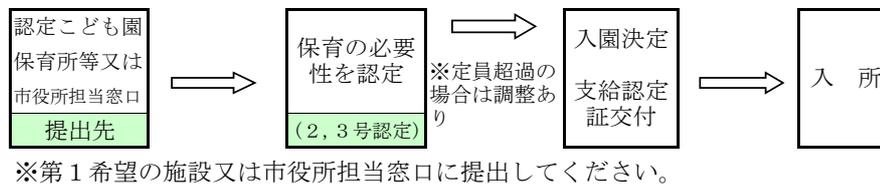


### 3 手続きの流れ（新規・変更）

○認定こども園（幼児教育部分）、幼稚園（預かり保育利用含む）の利用を希望する場合

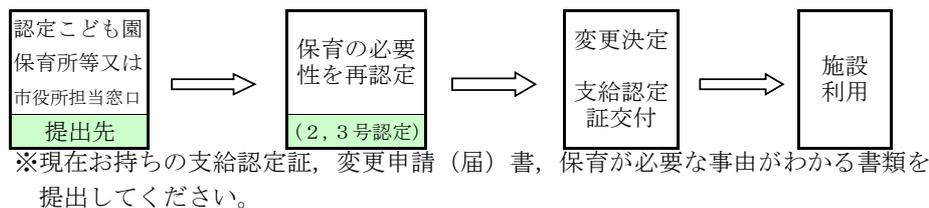


○認定こども園（保育部分）、保育所等の利用を希望する場合



●認定こども園（保育部分）、保育所等の利用時間を変更する場合

☆ 「保育短時間」から「保育標準時間」に変更、または、「保育標準時間」から「保育短時間」に変更する場合



◎ 「保育の必要性」は、次の□3 保育の必要性の認定基準について」を参照してください。

## 3 保育の必要性の認定基準について（2号，3号認定のみ）

認定こども園(保育部分)、保育所等は、保育を必要とする子どもに対し、小学校就学(小規模保育園、事業所内保育園は2歳に達した年度末)まで心身の発達に応じた保育を行う施設です。

保育所等を利用できる子どもは、両親いずれも(両親と別居している場合には実際に子どもを養育をしている者)が次のいずれかの事由に該当し、子どもの保育を必要とする場合です。

- 1 就労  
1ヵ月48時間以上の仕事をするを常態とすること。
- 2 妊娠・出産  
妊娠中や出産の前後であること。
- 3 保護者の疾病・障がい  
疾病にかかり、又は障がいを有していること。
- 4 同居親族等の介護・看護  
同居親族等を常時介護・看護していること。
- 5 災害復旧  
火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧にあたっていること。
- 6 求職活動  
求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
- 7 就学等  
学校で就学していること、又は職業訓練校等で職業訓練を受けていること。
- 8 虐待・DVのおそれ  
児童虐待が行われている又は行われるおそれがあると認められること。  
配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- 9 育児休業  
育児休業をする場合であって、すでに保育所等を利用している子どもが引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること。
- 10 その他  
前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

※ 保育を必要とする事由が変わったときは、その都度保育を必要とする事由がわかる書類を提出する必要があります。

- ※ 就労等の状況（保育を必要とする事由）に変更がある場合は、就労証明書等を提出してください。
- ※ 就労を理由に申込みの場合、週12時間（月48時間）以上就労していることが最低条件になります。
- ※ 各種証明書等の様式は倉敷市保育・幼稚園課ホームページにも掲載していますので、必要な方はそちらから入手してください。

### 3 支給認定証の交付

申込書及び保育を必要とする事由がわかる書類により市が保育の必要性に応じて判定し、支給認定証を交付します。

- ※ 入園の可否をお知らせをする時期にあわせて交付する予定です。

### 4 変更手続き

支給認定証の内容に変更があるとき、又は届出事項に変更があるときは、変更申請、届出が必要になります。利用している施設又は市役所担当窓口に変更申請（届）書等の必要書類を提出してください。

- ※ 就労等保育を必要とする事由が変更になった場合は、就労証明書等を提出してください。
- ※ 変更申請(届)書の様式は、倉敷市保育・幼稚園課ホームページにも掲載していますので、必要な方はそちらから入手してください。
- ※ 変更手続き後、新たに支給認定証が送付されましたら、変更前の支給認定証を利用施設又は市役所担当窓口に戻却してください。

変更の状況	提出書類
住所・氏名・保護者・世帯構成等の変更*1 希望保育園の変更（未入園者（未入所者））	変更申請（届）書
保育必要時間に変更があったとき	就労証明書等、保育が必要な事由がわかる書類
施設を転園したいとき*2	転園申込書
年度途中で退園するとき*3	退園(退所)届

- \*1 子ども又は保護者が市外へ転出した場合は、原則退園(退所)となります。
- \*2 転園を希望する施設等の入所状況等により転園できない場合があります。
- \*3 退園(退所)日の1週間前までに利用している施設に提出してください。日付をさかのぼっての提出はできません。

# 高知市における子ども・子育て支援給付の状況

## 1 当市における就学前児童と支給認定子どもの状況

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比
就学前児童数	16,734	100.0%	16,502	100.0%	16,232	100.0%
1号認定	-	-	826	5.0%	1,266	7.8%
2号認定	-	-	6,016	36.5%	6,092	37.5%
3号認定	-	-	4,259	25.8%	4,389	27.0%
認定子ども計	-	-	11,101	67.3%	11,747	72.4%

高知市では、就学前児童は減少傾向にあるが、新制度の普及により、支給認定子どもの数が増加している。

※就学前児童数は3年間で△502人

※支給認定子どもはH27→H28で+646人

## 2 当市における特定教育・保育施設等の状況

区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	施設数	児童数	利用率	施設数	児童数	利用率	施設数	児童数	利用率
保育所	84	9,016	53.9%	86	9,126	55.3%	86	9,040	55.7%
幼稚園	15	2,315	13.8%	2	56	0.3%	5	276	1.7%
認定こども園	11	-	-	15	1,554	9.4%	19	2,197	13.5%
地域型保育	0	-	-	6	49	0.3%	12	86	0.5%
合計	110	11,331	67.7%	109	10,785	65.4%	122	11,599	71.5%

高知市では、新制度の参入施設の増加により、利用児童数も増加しており、平成28年度で就学前児童の71.5%に達している。

※新制度施設数は、H27→H28で+13施設

※新制度施設の利用児童数は、H27→H28で+814人

## 3 当市における保育料 ※別添1参照

# 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の区分について ～高知市の支障事例（支給認定の変更等の手続負担）～

## 支障事例：支給認定変更申請等に係る保護者、施設（保育士）の負担増

支給認定保護者の就労環境や生活環境の変化

就労環境・・・求職、就労、離職（転職）、異動・転勤（就労時間、就労場所の変化）  
生活環境・・・妊娠、出産（産前・産後休暇）、育児休業、疾病、親族の介護、就学

### ○平成27年度 支給認定に係る主な手続等の件数

区分	支給認定子ども A	支給認定変更	3号職権変更	認定期限到来	合計
児童数	11,101	6,472	1,996	2,165	10,633
Aに対する比率	100.0%	58.3%	18.0%	19.5%	95.8%

### 支障事例

申請書類作成、申請書類・支給認定証提出・受領（施設経由）等

保育料の変更、送迎時間（保育時間）の変更、延長保育の取扱変更等

保護者・施設の負担増

保護者・保育士→子どもと向き合う時間が減少

施設・保育士→教育・保育にかける時間が減少

児童の処遇維持・向上の  
支障となるケースがある

（参考）子ども・子育て支援給付に係る支給認定変更数の当市における推移（平成27年4月～平成28年6月）

■ 支給認定変更 ■ 3号職権変更 ■ 認定期限到来

